

リーマン・ブラザーズ証券の破綻 以後におけるJSCCの取組み



株式会社 日本証券クリアリング機構
Japan Securities Clearing Corporation

2009年10月6日

目次

. 提供する清算機能の拡充

1 . OTCデリバティブの清算業務開始に向けた取組み

2 . PTS取引の取扱い

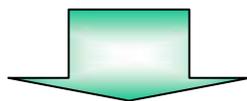
. その他リーマン・ブラザーズ証券の破綻を受けた対応

・提供する清算機能の拡充

リーマン・ブラザーズ証券の破綻に際して、各市場で清算機関が機能を果たす。金融危機の中で、金融・資本市場において安全性の確保が優先課題となる。



こうした中、従来は清算機関が利用されていなかった分野においても、清算機関を活用しようとする動きが活発化。



これらの動向を踏まえ、中期経営計画(2009-2011年度)において、「提供する清算機能の拡充」を経営方針の一つと定め、事業計画として以下を策定。

1. OTCデリバティブの清算の取扱いに関し、業務面等の具体的な検討を実施
2. PTSの取扱いについて、具体的な可能性を検討

1. OTCデリバティブの清算業務開始に向けた取組み

(1) 「OTCデリバティブのポストトレード処理の整備に関する研究会」の設置

2008年9月、証券保管振替機構及び東京証券取引所と共同で、「OTCデリバティブのポストトレード処理の整備に関する研究会」を設置。

2009年3月、最終報告書を公表。

金利スワップ取引及びCDS取引について、CCP機能の導入により、カウンターパーティ・リスク管理及び担保管理等について安全性・透明性・効率性の向上が図られるとともに、資金効率の向上が期待されることから、CCP機能の導入を目指す。清算業務については、早ければ来年前半の開始を目指すべく検討を進めることが望まれる。



(2) 「OTCデリバティブに係る清算業務検討ワーキング・グループ」の設置

2009年5月、東京証券取引所と共同で「OTCデリバティブに係る清算業務検討ワーキング・グループ」を設置。

上記研究会最終報告書の内容を踏まえ、金利スワップ及びCDS取引に係る清算業務の開始に向け、リスク管理等の制度の詳細を市場参加者と検討中。

2 . PTS取引の取扱い

金融・資本市場の不安定化を背景に、清算機関のCCP機能に対するニーズが高まっている。

我が国において清算機関制度が構築された当時から、PTS取引の決済リスク削減の方策として清算機関の必要性・有効性が認識されていた。



PTS 取引を清算対象として追加し、既存の取引所取引と同様にCCP機能を提供する。

来年7月以降に債務引受けを開始する予定。
(具体的な実施時期は、PTSごとに決定される。)

・その他リーマン・ブラザーズ証券の破綻を受けた対応



リーマン・ブラザーズ証券の破綻対応の経験を踏まえ、破綻処理マニュアルの見直し・改善を実施。

< 主な内容 >

- ・破綻参加者のポジションについて整理売買を行う場合の留意点(配当基準日が近接する銘柄の取扱い等)を追加記載。
- ・先物・オプション取引の委託分の建玉の反対売買・建玉移管の際の手続きを明確化。
- ・破綻処理に伴う各種書類(参加者通知、参加者からの申請書類等)の雛形を整備。